
市町村の現場から寄せられた

選挙管理の実務に 関する Q & A

令和 4 年 版

はじめに

選挙の管理執行事務は、有権者が投じた貴重な一票を確実に政治に届けるために不可欠な手続であり、一連の事務作業は公職選挙法の規程に基づいて正確かつ公正に、瑕疵なく行われなくてはなりません。

しかし、もともと公職選挙法の規程は技術的に詳細に規定され、そのうえ難解であることに加え、近年は法改正による規定の変更・新設が相次いだこと、そして期日前投票制度や不在者投票制度の利用者が増加していることなどにより、選挙事務は複雑化の一途をたどっており、瑕疵なく執行することは決して容易なことではありません。さらに、投・開票所における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防への対応策が求められるようになったこともあり、選挙管理事務担当者への負担はますます大きくなっています。

にもかかわらず、地方自治体では人員不足や異動サイクルの短期化などを背景に、選挙管理委員会事務局の職員が選挙事務に熟達しづらいケースが増えています。その結果、選挙事務の執行に必要な知識や経験が不十分なまま、不安や疑問を抱えながら選挙に臨まざるを得ない職員が増えており、これが選挙事務におけるミス発生の一因となっているとの指摘もあります。

このような状況を受け、私たち一般社団法人選挙制度実務研究会では、選挙管理・執行の実務を担う人材育成事業の一環として「選管サポート事業」をスタートしました。本事業は本研究会に会員登録をいただいている全国の選挙管理委員会の皆様からの疑問や不安に、当研究会の理事をはじめとする選挙制度や選挙事務の専門家が直接回答するもので、事業開始以来、全国の選挙管理委員会から寄せられた

さまざまな質問や課題の解決をサポートしてまいりました。令和3年（2021年）1月には、本事業に寄せられた質問とその回答をまとめた「市町村の現場から寄せられた 選挙管理の実務に関するQ&A 令和3年版」を発行、選挙事務に携わる多くの皆様にご利用いただいております。

本書は、令和3年以降に新たに寄せられた質問とその回答をまとめたもので、前回と同様に選挙人名簿の調製、投・開票事務、選挙運動、政治活動など、選挙制度や選挙の管理執行事務に係るさまざまな質問を一般化した上で、各質問に対する本研究会の見解とともにQ&A形式で紹介しています。今回は、例えば「オンライン配信による講演会は、政治資金パーティーと認められるか」、「個人演説会の来場者にマスクを配布することは寄附行為に当たるか」など、コロナ禍ならではの質問も寄せられ、より時宜にかなった内容とすることができました。

当然ながら各質問にはそれぞれ固有の背景があるため、本書で示した見解や回答が、必ずしも皆様の抱えている疑問や不安の解消に直接繋がるとは限りませんが、疑問や不安の解消の一助としてご活用いただき、瑕疵のない円滑な選挙事務の管理・執行にお役立ていただければ幸いです。

令和4年4月

一般社団法人 選挙制度実務研究会
代表理事 小島勇人

目 次

第1章 選挙管理事務

選挙人名簿

- 1 告示日当日に定時登録された者の投票…………… 14
- 2 告示日前日に選挙人名簿に表示されている者で仮釈放期間が満了した選挙人の投票…………… 15
- 3 転出後短期間到他市において転入転出を繰り返す選挙人の投票… 15
- 4 期日前投票の際の選挙権の認定…………… 16
- 5 住民票が職権消除された者に係る選挙人名簿の登録の抹消の時期…………… 17
- 6 定時登録の基準日と登録日が異なることとされた場合の抹消者の範囲…………… 18
- 7 選挙人名簿登録の有無の照会への対応…………… 19
- 8 選挙人名簿抄本の選挙後の保管の要否…………… 20
- 9 選挙期間中に帰化の告示をされた者の投票…………… 21
- 10 失権者の選挙人名簿登録日…………… 22

在外選挙人名簿

- 1 在外選挙人名簿から抹消された者のした在外投票の扱い…………… 23
- 2 国外転出した者の国政選挙での投票の可否…………… 24
- 3 国内の住民登録後4か月未満で海外に再転出した選挙人の在外選挙人名簿登録…………… 25

- 4 転出届を出さずに海外転出した者からの在外選挙人名簿への登録申請…………… 27
- 5 在外選挙人名簿の登録者が国内へ住民登録をした場合の対応… 28
- 6 転出が確認できない選挙人の在外選挙人名簿登録申請の扱い…………… 30

投票所関係

- 1 1つの投票箱へ2種類の選挙の投票用紙を投票すること…………… 31
- 2 市長選挙の投票記載所での無所属候補の党派別表示…………… 32
- 3 投票記載台に置き去りにされた投票用紙の扱い…………… 32
- 4 投票所で用意する筆記具が鉛筆であることの根拠…………… 33
- 5 選挙人が持参した筆記具での投票の記載の可否…………… 34
- 6 投票記載台への投票用紙すべり止めシートの設置…………… 35
- 7 記号式投票用紙で隣接する候補者の氏名との間のスペースの必要性…………… 36

投票録

- 1 投票立会人の交替がない場合の投票録の立会時間の記入の要否…………… 37

期日前投票

- 1 期日前投票宣誓書への選挙の執行日の記載…………… 38
- 2 期日前投票で宣誓書を書かなければならない理由…………… 38

不在者投票、代理投票

- 1 自書能力の乏しい投票者の代理投票…………… 40
- 2 代理投票において選挙公報の特定候補者の部分を指し示すことによる投票対象の意思表示…………… 41
- 3 使者による不在者投票用紙の請求があった場合の確認方法…………… 42
- 4 不在者投票用紙等の交付請求書兼宣誓書の代筆…………… 42
- 5 不在者投票送付用封筒の封緘箇所への押印…………… 43
- 6 不在者投票をレターパックで送付する際の封緘の印…………… 44
- 7 不在者投票の指定病院で投票をすることなく退院した選挙人への対応…………… 44
- 8 不在者投票の投票用紙の発送開始日を告示2日前とする理由…………… 45
- 9 選挙の時期のみが示され具体的な選挙の種類が指定されていない不在者投票請求の受理・不受理の可否…………… 47
- 10 不在者投票証明書封筒が開披されている場合の対応…………… 48

郵便等投票

- 1 郵便等投票の外封筒の署名欄に署名がない場合の対応…………… 49

開票事務

- 1 選挙区選挙と比例代表選挙の開票立会人の兼務は可能か…………… 50
- 2 感染予防のため開票の参観を不可とできるか…………… 51
- 3 外国語で記載された投票への対応…………… 52

立候補の届出

- 1 立候補の届出の受理順序の定め方…………… 53
- 2 供託金を納付したが結果的に立候補しなかった場合の対処…………… 54
- 3 市の非常勤特別職に就いている者の立候補の可否…………… 54
- 4 立候補届出書等に押印する印章…………… 55
- 5 前回選挙時の説明資料の提供…………… 56

当選関係

- 1 当選の効力の審理中の供託物返還の手続…………… 57
- 2 保存中の投票の効力の決定内容の開示要求への対応…………… 58

その他の選挙管理事務

- 1 選挙運動費用収支報告書の郵送による提出…………… 59
- 2 外国人の投・開票事務への従事…………… 60
- 3 「選挙当日の有権者数」を算定する具体的な時点…………… 60
- 4 届出等の受付…………… 61
- 5 投票関係の書類の保管期間…………… 62
- 6 立候補予定者の当該町における居住確認の要否…………… 63
- 7 市議会議員の任期中に任期満了による選挙ができなかった場合の問題点…………… 64
- 8 被災者の選挙権及び被選挙権…………… 65
- 9 当該町に居住実態がないとされる町議会議員の資格決定への対応…………… 66

10	居住実態がなく失職決議となった 場合の市選挙管理委員会の対応 の有無……………	67
11	親選挙が無投票となった場合の 便乗補欠選挙の執行……………	68
12	市長選挙の執行直前に県議会議 員が辞職した場合の補欠選挙…	68
13	既に決定した市長選挙の告示日と 選挙期日の変更……………	69
14	繰延投票を行うべき期日の制限 ……………	69
15	繰延投票の期日の変更の可否…	70
16	任期満了日前6か月以内に議員定 数の3分の2に達しなくなった場合 の補欠選挙の要否……………	71
17	警察署長への通知義務の規程削除 ……………	72
18	公営施設で個人演説会を行った 場合の利用料金の費用の交付…	73
19	「候補者の住所地の市長あて通知」 の意味……………	74
20	財産区での公費負担条例の制定 ……………	74
21	立候補予定者による公開討論会 の開催を市が後援することの可否 ……………	76
22	被選挙権を有しないことが判明し た者の当選無効……………	77
23	無投票の場合の選挙会の日程の 繰り上げ……………	78
24	補欠選挙の予算計上のタイミング ……………	79
25	衆議院解散を受けて市長選挙の 期日を変更する場合の手続……	80

第2章 選挙運動

事前運動

1	告示日前に行われる市内の集会所 で演説会開催……………	82
2	現職市議会議員がブログで市長選 挙の立候補予定者を応援又は批 判することの是非……………	83
3	告示日の1か月前に現職市長がピ ラを新聞折込で頒布した場合…	84
4	告示前のピラの頒布……………	85
5	立候補予定者の地域の懇親会へ の参加……………	86
6	立候補予定者の名刺に記載された 文言……………	86
7	告示前の後援団体による当該立候 補予定者への推薦依頼……………	87

公務員の地位利用

1	農業委員会会長が後援会の入会 申込に協力することの問題……	88
2	民生委員が後援会の新年会の司会 をすることの問題……………	89
3	候補者の家族が教育者として知り えた電話番号を選挙運動に利用 ……………	90
4	社会福祉協議会会長は選挙運動 をすることができるか……………	91

文書図画(手紙・葉書)

1	告示日前に出陣式の案内状を送付 する行為……………	93
2	後援会の市政報告の中に当選の 挨拶を入れる場合……………	93
3	選挙運動用葉書のあて先に名字 だけを書いて送付……………	94
4	市内各世帯に市長就任の挨拶を 配布……………	95

文書図画(ビラ)

- 1 選挙運動用ビラの内容を一部改めて政治活動用ビラとして使用することの可否…………… 97
- 2 選挙運動用ビラに市役所や一般企業の電話番号が記載されている場合…………… 98

文書図画(インターネット)

- 1 後援団体によるFacebookの有料広告の配信…………… 99
- 2 候補者の公開討論会をインターネットで配信することの可否… 100
- 3 ホームページのドメインに候補者名を入れることの可否…………… 101
- 4 現職の議員が出演する動画配信…………… 102

文書図画(選挙公報)

- 1 選挙公報の図書館への備え付けとコピーの提供…………… 103

文書図画(看板・のぼり等)

- 1 選挙運動用自動車の看板への通称認定を受けていない氏名の表記…………… 105
- 2 国会議員来場の催し物の告知看板の設置…………… 105
- 3 「本人」と書いたのぼり旗を取り付けた自転車で移動…………… 106
- 4 街頭演説の際に二連ポスターの体を成すのぼり旗を掲げること… 107

文書図画(その他)

- 1 有償販売する書籍への現職市長がする挨拶文の寄稿…………… 108
- 2 街頭演説をファックスで周知することの可否…………… 109

- 3 シンボルカラーを示す無地の布の選挙期日当日の掲示…………… 110
- 4 当選者への祝意を記載した垂れ幕を掲示…………… 110
- 5 告示日直前に政治活動用ポスターが掲示された場合の対応…………… 112
- 6 期日前投票所とする予定の施設に立候補予定者の氏名・写真が掲載…………… 113

演説会等

- 1 告示前において立候補予定者からの個人演説会の公営施設の予約を受け付けることの可否…………… 114
- 2 期日前投票所と同じ敷地内の施設を個人演説会の公営施設に指定することの可否…………… 115
- 3 個人演説会の公営施設の指定は施設名をもってすればよいか… 116
- 4 街頭演説の開催場所として市が設置する公共施設の駐車場を貸し出すことの可否…………… 117

戸別訪問

- 1 告示前に政治活動のための戸別訪問をすることの可否…………… 118

政見放送

- 1 市議会議員選挙においてケーブルテレビで政見放送を実施することの可否…………… 119

選挙事務所・休憩所

- 1 候補者や選挙運動員が地域の集会所のトイレを利用することの可否…………… 120

選挙公営

- 1 公営施設に対し費用、設備等について選挙管理委員会から照会する時間がない場合の対応 …… 121
- 2 選挙運動用自動車に使用するためにレンタカーを借りの場合の保険料は公費負担の対象となるか …… 122

寄附の禁止等

- 1 市議の妻による寄附の募集・取りまとめ …… 123
- 2 足の不自由な選挙人を投票所まで送迎することは問題ないか …… 124
- 3 議員連盟が町内のイベントに補助金を出すことの可否 …… 124
- 4 美術展の無料招待券を配布することは寄附か …… 125
- 5 市長がメンバーとなっている親睦会から市内の団体に奨励金を出すこと …… 126
- 6 後援会のパーティーで参加者にビンゴゲームの景品を渡すこと …… 126
- 7 市の教育委員が市長選挙の候補者に寄附をすること …… 127
- 8 教育委員である者が寄附をしたときに収支報告書に教育委員の職業を無職と記載すること …… 128
- 9 市の予算から出す香典を市長名義とすること …… 129
- 10 議員からの香典を市職員が取りまとめて葬儀会場に持参すること …… 130
- 11 チャリティゴルフコンペで集まった基金を他府県の災害被災自治体に寄附すること …… 131
- 12 お年玉つき年賀はがきで出す答礼のための自筆の年賀状 …… 131
- 13 議員がオンラインサービスに不要品を提供する行為 …… 132

- 14 県議会議員が選挙区が同一の市議会議員に対して行う寄附 …… 133
- 15 募金趣意書に市長の名前を明記して募金を集めること …… 134
- 16 市議会議員が市内業者のクラウドファンディングに出資する場合 …… 135
- 17 親の遺産を寄附する場合 …… 136
- 18 個人演説会の来場者に感染防止対策としてマスクを配布すること …… 136
- 19 1食100円で町内の子どもに食事を提供する行為 …… 137
- 20 町議会議員有志名義で町に対して行う寄附 …… 138
- 21 町長が会長を務める町村会名義で行う近隣の病院への寄附 …… 139
- 22 市議会議員が会長を務める自治会が活動余剰金を加入世帯に給付する行為 …… 140
- 23 報酬を一部カットしてコロナ対策費用に充当する行為 …… 141
- 24 寄附したことを報ずる新聞記事に現職市議会議員の写真を掲載することの可否 …… 142
- 25 市の有力者の葬儀に弔電と供花を贈る行為 …… 143
- 26 市長が市役所ロビーに設置された社会福祉協議会の募金箱に募金する行為 …… 144
- 27 町が事務局を務める団体に議員が会費を払って会員となること …… 144

選挙運動費用

- 1 告示日前に受領した選挙運動に関する寄附の明細書への計上 …… 146
- 2 車上等運動員等への報酬の支払い届出書の修正 …… 146
- 3 選挙運動費用に余剰金が生じた場合 …… 147

- 4 無償従事の場合の届出書の提出の有無…………… 148
- 5 選挙労務者として選挙運動用自動車の運転手を雇った場合の報酬の支払い…………… 149
- 6 無報酬で従事する車上等運動員の報酬辞退に係る収支報告書への記載の要否…………… 149
- 7 選挙運動員が自分の車を使った場合の実費弁償…………… 150
- 8 すべての選挙運動に従事する者の使用期間がまったく同じであるとした届出があった場合…………… 151

その他

- 1 社会福祉協議会が選挙運動を行うことの可否…………… 152
- 2 候補者が神職として例大祭に参加すること…………… 152
- 3 地域おこし協力隊員が車上等運動員となることの可否…………… 153
- 4 選挙管理委員会が候補者に選挙運動の自粛を要請することの可否…………… 154
- 5 選挙区外で選挙運動を行うことの可否…………… 155

第3章 政治活動

文書図画(ビラ)

- 1 市議会議員が市長の構想に反対するビラを頒布することの可否… 158
- 2 政治活動用ビラへの必要記載事項…………… 159

文書図画(看板・のぼり旗等)

- 1 政治活動用立看板の証票の交付時期…………… 160

- 2 政治活動用看板に活動内容を書いたビラ状のものを貼ることの可否…………… 160
- 3 政治活動のために後援団体名を記載した「たすき」や「のぼり」の使用の可否…………… 161
- 4 政治活動事務所の立札・看板に顔写真を掲載することの可否… 162
- 5 事務所を移転した場合の政治活動用事務所看板の証票の取扱い…………… 163
- 6 事務所や看板・立札の設置場所の現地確認の必要性…………… 163
- 7 政治活動用事務所看板の証票への有効期限表示…………… 164

文書図画(ポスター)

- 1 市の施設に政治活動用ポスターが掲示されている場合の対応… 165
- 2 市議会議員自身が発行する新聞の抜粋を街頭演説等で掲示することの可否…………… 166
- 3 大量の政治活動用ポスターが1か所に集中掲示されている場合…………… 167
- 4 政党広報板の撤去依頼を行うことの違法性…………… 168
- 5 市長選挙に立候補表明した現職議員の政治活動用ポスターの撤去…………… 169

文書図画(その他)

- 1 議員の写真を掲載した年賀状の送付…………… 170
- 2 市政報告を記載した印刷物を公共施設に配置することの可否…………… 170
- 3 ユニフォームやのぼり旗を作成し着用したり掲示すること…………… 171

- 4 立候補予定者の氏名を表示した「たすき」を着用しての街頭活動
..... 172
- 5 政治活動用パンフレットの内容
..... 173

その他

- 1 告示直前における政治資金パーティーの開催 174
- 2 前市長の叙勲祝賀会の事務連絡を選挙運動期間中に立候補者がすること 175
- 3 チラシをNPO法人職員や民生委員に有償でポスティングしてもらうこと 176
- 4 オンライン配信による講演会は政治資金パーティーと認められるか
..... 177
- 5 政治活動用事務所と認められる実態 178

直接請求の事務

- 1 直接請求の署名収集受任者が署名収集できる区域 188
- 2 補欠選挙が行われる区域内での直接請求の署名収集の可否… 189
- 3 直接請求の署名簿の開示請求への対応 190

第4章 その他

議員の兼職

- 1 現職の議員が自治会長に就任することの可否 182
- 2 現職の議員がNPO法人の理事に就任することの可否 183

選挙管理委員会

- 1 同日執行の複数の選挙を共通議案として取り扱うことの可否 185
- 2 選挙管理委員会委員と民生委員との兼職 186
- 3 選挙管理委員会委員の居所に政治活動用看板を設置することの可否 186

— 凡 例 —

●法令名・略称については以下の通りです

公選法 ……………公職選挙法

公選令 ……………公職選挙法施行令

公選則 ……………公職選挙法施行規則

ポ17次 ……………選挙関係実例判例集

第十七次改訂版(ぎょうせい 刊)

自治ポ15次 ……………地方自治関係実例判例集

第15次改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条解説改訂版 ……逐条解説 公職選挙法 改訂版(ぎょうせい 刊)

逐条自治法9次 ……逐条地方自治法 第9次改訂版(学陽書房 刊)

第 1 章
選挙管理事務

選挙人名簿

〔告示日当日に定時登録された者の投票〕

Q1 本市においては、9月1日(日)告示、8日(日)投開票の市議会議員一般選挙を予定しており、その選挙時登録は8月31日(土)を基準日として行うこととしておりますが、9月1日(日)には選挙人名簿の定時登録があります。同日付で選挙人名簿に登録された者も、9月2日～7日に行われる市議会議員一般選挙の期日前投票、同月8日の当日投票において投票できますか。

A. 期日前投票・不在者投票又は当日投票をすることができます。

平成28年の公選法改正に伴い当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までにあるときは、登録月の1日現在により定時登録が行われることとなります(公選法第22条第2項)。また、この場合は選挙人の選挙権年齢を当該選挙の期日現在で算定することとなります。したがって、当該定時登録において登録された選挙人は、設問の場合、選挙期間中の9月2日から7日までの間は期日前投票・不在者投票を、8日の選挙期日には当日投票をすることができます。

(公選法第22条関係)

〔告示日前日に選挙人名簿に表示されている者で仮釈放期間が満了した選挙人の投票〕

Q²

令和元年7月3日に仮釈放期間が満了する者がいます。第25回参議院議員通常選挙の公示日は令和元年7月4日、選挙時登録は7月3日が基準日です。この場合、仮釈放期間が満了し、表示が消除された者は令和元年7月5日以降の期日前投票又は投票日において投票できるのでしょうか。なお、本籍地からの仮釈放期間満了通知は届いています。

A.

投票できます。

仮釈放期間中は依然として選挙権・被選挙権を有しない欠格者ですが、仮釈放期間満了後は、復権することとなります。したがって、本籍地からの仮釈放期間満了通知に従い、当該選挙人の表示を公選令第16条の規定により消除した上で、投票させることができます。なお、本件の場合、仮釈放期間が満了した者は既に選挙人名簿に登録され、その上で表示された者であるので、今回の通常選挙の選挙時登録とは関係がありません。

(公選令第16条関係)

〔転出後短期間到他市において転入転出を繰り返す選挙人の投票〕

Q³

参議院議員通常選挙において、次のように2回転出を繰り返した者でも、当町で投票ができるのでしょうか。

選挙人名簿登録基準日 令和元年7月3日

- ① 平成31年3月30日当町転出 (1回目転出)
- ② 平成31年3月30日県外A市転入
- ③ 令和元年5月27日県外A市転出 (2回目転出)
- ④ 令和元年5月28日県外B市転入

当町としては、A市、B市ともに選挙人名簿に登録されていないので、当町を転出してから4か月目の7月30日までは、当町で投票できると考えています。

A. 投票できます。

公選法第21条第1項に規定する者に該当してその市町村において選挙人名簿に登録された者で、他の市町村の区域内に住所を移した者、又は他の市町村の区域内に住所を移した者で同条第2項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者は、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、転出回数に関係なく現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票することができます(公選令第29条第1項)。

この公選令第29条第1項の規定に鑑み、国政選挙については、御町の判断どおり、転出後4か月目である7月30日までは御町における選挙人名簿の登録は抹消されず、投票できると考えて問題ないでしょう。なお、公選法第44条第3項の規定によれば、都道府県の選挙においては、県内転出の回数に制限はなく、何回であっても引き続き同一都道府県内に住所があることが確認できれば、現に選挙人名簿に登録されている当該都道府県内の市町村で投票することができることとされています。

(公選法第44条、公選令第29条関係)

〔期日前投票の際の選挙権の認定〕

Q4 7月21日に参議院議員通常選挙を予定しています。この選挙について、①3月9日に転出、7月10日に4か月抹消される見込みで海外へ転出している選挙人が、選挙期日に抹消されるまでの間に期日前投票所に来た場合は投票させることは可能でしょうか。②3月12日に住民票が職権削除されている選挙人が、選挙人名簿から抹消される前に期日前投票所に来た場合は投票させても問題ないでしょうか。

A. いずれも投票させることができます。

① 期日前投票をする際の選挙権の認定、すなわち選挙権の有無は

公選法第43条かつこ書の規定により期日前投票を行う日に認定するものとされ、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れる確定投票が可能とされています。したがって、期日前投票を行った後に、転出後4か月経過、死亡等の事由が発生しても、有効な投票として取り扱われることになります。以上に鑑み、設問の者が選挙人名簿から抹消されるまでの間に期日前投票に訪れたときは、投票させても問題ありません。

② 一般に選挙人名簿に登録されている者が住民票を職権消除された場合、その時点で、当該市町村の区域内において不現住により4か月を経過していることが明確な事実として把握できれば、直ちに選挙人名簿から抹消ということになります。しかし、通常の場合は、不現住の期間等が明確ではないため、実務上は職権消除の日から4か月を経過した時点で選挙人名簿を抹消することになっています。このため、本件も①と同様に選挙人名簿から抹消されるまでの間に期日前投票に訪れたときは、原則として、投票させても問題ありません。

(公選法第43条関係)

〔住民票が職権消除された者に係る選挙人名簿の登録の抹消の時期〕

Q₅

住民票が職権消除された者はその日から4か月を経過するのを待って選挙人名簿から抹消されるのでしょうか。または職権消除された時に直ちに選挙人名簿を抹消するのでしょうか。

A.

職権消除の時点で当該市町村の区域内において不現住により4か月を経過していれば直ちに抹消します。ただし、通常の場合は、不現住の期間等が明確ではないため、実務上は職権消除の日をもって表示し、その日から4か月を経過した時点で抹消する取扱いです。

選挙人名簿における転出者の表示は、法律上、その者が「当該市町村の区域内に住所を有しなくなった事実」に基づいて行うのであり、住